

西宮市公共施設等総合管理計画の見直しについて

1 見直しについて

- ・平成29年3月に公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）[※]を策定しました。
- ・その後、学校施設や住宅施設、その他建築系公共施設、インフラ系公共施設において個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定を進めてきましたが、国からは、個別施設計画の内容を踏まえて総合管理計画の見直しを行うことが求められています。



- ・そのため、これまでに策定された個別施設計画の内容を反映させるなど、総合管理計画の内容の充実を図るために計画の見直しを行います。
- ・また、令和3年度に策定した「西宮市建築系公共施設個別施設計画」において、施設総量の今後の見込み等について検証を行い、総合管理計画における総量縮減の目標値を見直すこととしているため、数値目標の修正についてもあわせて対応を行います。

※総合管理計画とは

- ・国が定めたインフラ長寿命化基本計画における本市の行動計画に該当する計画です。
- ・建築系公共施設のほかインフラ系公共施設も含めた全ての公共施設等について、老朽化対策等の基本的な考え方を示し、全体最適の実現を目指すためにとりまとめたものです。
- ・総合管理計画は第1章～第3章で構成されています。

第1章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題

- 1.1 公共施設等の現状
- 1.2 人口の現状と課題
- 1.3 財政の現状、将来の見通し及び課題

第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

- 2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題
- 2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針

- 3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針
- 3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

2 見直し内容

- ・今回の見直しは部分的な改定となり、各種データの数値を直近のものに修正するほか、国が行っている計画策定の指針改訂により追加された項目への対応を行います。

第1章	・施設総量等の数値を直近のものに修正 ・有形固定資産減価償却率の推移を追記 [※] ・維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間程度）を追記 [※]
第2章	・総量縮減に関する数値目標の修正など実情に即した内容へ変更 ・基本的な方針への項目追加（脱炭素化等） [※]
第3章	・個別施設計画の内容を反映するなど記載内容の修正及び、各種データの数値を直近のものに修正

※国の指針改定で追加された項目への対応

3 「公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」の主な修正内容

- ・総量縮減に関する数値目標の修正のほか、国の指針改訂で追加された項目への対応などを行っています。

【主な修正内容】

● 2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針（計画書 P22～）

（1）【基本的な考え方】

- ① 「品質」の欄に脱炭素化に関する記述を追記（計画書 P22）
- ② 数値目標に関する記載の修正（計画書 P23）
 - ・「維持管理経費を平成 29 年度までに 10%以上削減」⇒ 削除
 - ・「施設総量を令和 14 年度までに 10%以上縮減」⇒ 「3.26%以上縮減」に修正

（2）【マネジメントの実施方針】

- ① 項目の追加等（計画書 P24）
 - ・「長寿命化について」⇒ 「長寿命化・脱炭素化について」に修正
 - ・「ユニバーサルデザイン化について」⇒ 項目を追加
(国の指針改訂により必須項目として「脱炭素化」と「ユニバーサルデザイン化」が追加されたため対応)
- ② その他、「(仮称)施設維持管理台帳」等の表記を「公共施設カルテ」にするなど文言の修正

● 2.2.2 目標等に関する今後の課題（計画書 P25～）

（1）維持管理経費に関する今後の課題（計画書 P25）

- ・維持管理経費の削減に関する経過について記述を追加

（2）長寿命化・脱炭素化に関する今後の課題（計画書 P26）

- ・学校施設長寿命化計画や建築系公共施設個別施設計画を策定し、長寿命化を進めていく旨の記述を追加
- ・脱炭素化の推進に関する記述を追加

（3）施設総量に関する今後の課題（計画書 P27～P28）

- ・施設総量の推移や数値目標の見直しを行うこととした経過について記述を追加

● 2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて（計画書 P29）

- ・公共施設マネジメント推進部会に関する記述を追加（計画書 P29）

※「公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」の記載内容については、次頁より計画書からの抜粋を添付していますので参照ください。

【参考】計画素案からの抜粋

「公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」を記載している第2章部分を抜粋

第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題

第1章で示したマネジメントの背景を総括すると、公共施設マネジメントの取り組みにあたって、「財務・品質・供給」の観点から次の課題が考えられます。

財務 ・公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除

品質 ・公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保

供給 ・行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し

(1) 財務 ～公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除～

今後は、投資的経費に回す財源に余裕がなくなることが予測される一方で、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に多額の費用がかかることとなります。将来の負担を考えれば、公共施設等の更新及び維持管理を行う際には、その必要性を十分検討し、経費を抑制していく必要があります。

一方で、戦略的な保全計画を立てて、長寿命化を図ると共に単年度に発生する費用の平準化を図ることも重要になります。

(2) 品質 ～公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保～

老朽化した公共施設等に対する対症的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性も高まり、市民に対するサービスの質の低下に繋がるとともに、更新サイクルの短縮を招き、結果として、発生する費用を増大させる事態につながります。

次世代に向けた良好な社会資本を形成していく上では、計画的な保全により公共施設等の状態を安全・安心・快適に保ちつつ、機能的・社会的な劣化の改善や環境にも配慮して、出来るだけ長寿命化を図っていく必要があります。

(3) 供給 ～行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し～

今後、財政負担の軽減が求められる中で、特に建築系公共施設において施設総量の見直しを図っていく必要がありますが、その際には、今後の人口動向や地域の状況、市民のニーズをとらえ、市民に対するサービスの質をできるだけ落とさずに経費削減ができるよう、施設整備のあり方を検討していく必要があります。

2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針

(1) 建築系公共施設

建築系公共施設については、「マネジメント方針」で示した、維持管理の最適化、施設性能の最適化、施設機能の最適化、施設総量の最適化といった4つの方針を柱として引き継ぎ、推進していきますが、本計画においては、第3章の施設類型ごとの方針を整理する上で必要な財務、品質、供給の3つの視点に対応させ、基本的な考え方とそれに対する目標を示します。

【4つの方針】

●維持管理の最適化（上手に使う）

維持管理経費の圧縮を図るとともに、施設の状態を良好に保ち、施設の快適性を高めます。

●施設性能の最適化（長く大事に使う）

計画的な保全により劣化の進行を遅らせ、長期にわたり安全に使用できるようにします。

●施設機能の最適化（とことん使う）

有効活用されていない施設は用途転用や複合化など、施設の再配置を進めます。

●施設総量の最適化（身の丈にあわせる）

保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分を行うことで総量の縮減を図ります。

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none">維持管理をより効率的に実施することで、経費の圧縮を図ると共に、施設の状態を良好に保ち、利用者の快適性を高めます。総量縮減と長寿命化を進めることで更新費及び維持管理経費の圧縮を図ります。計画的な修繕や更新を行うことで、単年度に発生する費用の分散・平準化を行います。計画的保全のための財源（公共施設保全積立基金）確保を行います。施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討します。指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに、民間活力の導入に努めます。標準化された仕様書、管理マニュアルに基づく管理体制を確立します。
品質について	<ul style="list-style-type: none">既に建築されている建築系公共施設については、中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、劣化の進行を遅らせ、長期に亘って使用できるようにします。今後建築する建築系公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用が可能となるよう検討します。施設の長寿命化に向けた計画的保全の実施体制を確立します。施設の整備等において、脱炭素化の推進のために省エネルギー・省資源化の取り組みを進めます。

供給について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図ります。 有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら、用途変更や複合化など施設の再配置を進めます。 機能再編を図ることにより、施設の利用満足度を高めます。
【 数 値 目 標 】	
<ul style="list-style-type: none"> 施設総量（延床面積）を平成 21 年度比で、令和 14 年度までに 3.26%以上縮減、44 年度までに 20%以上縮減します。 	

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<p style="text-align: center;">＜点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第 12 条、消防法第 17 条の 3 の 3 等、諸々の法令に基づく点検を、本市職員若しくは業務委託の受託者又は指定管理者により実施します。 建築基準法第 12 条に基づく点検の対象外の施設は、施設管理者が計画的に自主点検を行います。 建物と設備の視点から配慮すべきポイントや正しい使用方法などを定めた「施設の日常管理マニュアル」を作成し、施設の日常管理における活用を進めます。 <p style="text-align: center;">＜診断＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定める個別施設計画の策定時に対象施設の劣化診断を実施するなど、施設の劣化や損傷の状態についての結果を記録します。また、長寿命化改修の判断時等において、必要に応じて非破壊計測調査及び破壊調査の実施も検討します。
維持管理・修繕・更新等について	<p style="text-align: center;">＜維持管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理業務（日常の運転、保守、点検、清掃、環境衛生管理など）の発注に係る仕様を標準化するための「施設維持管理に係る委託業務について（ガイドライン）」を定め、運用します。 見積額の厳正な査定により委託金額の適正化を図りつつ、一括契約や複数年契約など、効率性・合理性を視野に入れた契約方式の導入を検討します。 公共施設等の維持管理に係る年間データ（「運転・保守費」「清掃費」「警備費」「経常的修繕費」「光熱水費」「賃借料及び使用料」など）を収集、記録し、一元的・経年的に管理・蓄積するため、公共施設カルテを作成し、継続的なモニタリングを行います。 公共施設カルテを元に、同一施設区分の施設におけるデータの相対的な差異及びその要因を分析し、課題が見られる施設について、適切な改善措置を実施します。 <p style="text-align: center;">＜修繕＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の中長期修繕計画（以下、「中長期修繕計画」）に基づき、予防保全的な修繕を計画的に行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期修繕計画の対象としていない施設について、計画的な保全が必要と考える部位については、各施設管理者が計画的な修繕に努めます。 <p><更新></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築や増改築を行う場合は、総量が増加しないように既存の施設の調整を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果に基づき、施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し、安全に影響を及ぼすものについては、適正に修繕します。 ・ 日常的な点検により、施設管理者自ら施設の不具合に気づき、安全に影響を及ぼす前の対処に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化を実施していない施設については、施設の存廃の判断を行い、存続させる方針の施設については耐震化を進めます。 ・ 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った耐震化の方策を検討します。
長寿命化・脱炭素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設をより長期に亘って使用するため、個別施設計画において施設の長寿命化に関する方針を策定し、適用します。 ・ 長寿命の資材・機器類の採用、省エネルギー・省資源化や保守の効率化など、2050年ゼロカーボンシティに向けた環境負荷の低減やライフサイクルコスト削減を考慮した設計を行います。 ・ 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った長寿命化や脱炭素化の方策を検討します。
ユニバーサルデザイン化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無、年齢、性別等に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき施設の整備等を行います。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設存廃の判断と合わせて施設機能の最適化を行い、施設総量の縮減を図ります。 ・ 廃止・余剰となった施設について、転用、売却、貸付などの資産活用を図ります。 ・ 施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント担当による一元的な統括推進体制及び各所管の施設担当との全庁横断的な連携体制を強化します。 ・ 技術職員が配置されていない施設所管課への協力体制を強化します。 ・ 庁内における研修の実施等により、公共施設マネジメントの考え方に対する庁内浸透を図り、人材を育成し、適切で効率的な施設の管理体制を構築します。 ・ 公共施設等の維持管理に係る必要なコストを整理した公共施設カルテと GIS（地理情報システム）と連動したシステムの構築を行い、情報管理の体制を構築します。 ・ マネジメントの取組み方策の効果検証及び、適切な改善措置を PDCA サイクルの推進により、実施します。

(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設は、既に長寿命化計画を策定し取り組んでいる施設もあり、またそれぞれの施設が特殊性をもっているため、第3章の分野別計画で財務、品質、供給に関する基本的な考え方及び実施方針を示します。

2.2.2 目標等に関する今後の課題

財務と供給に関して、「マネジメント方針」作成時には、施設総量における類似都市との比較及び将来推計人口などから、維持管理経費の削減目標や施設総量の縮減目標を設定しています。本計画においても同方針の目標を引き継いでいましたが、これまでの取り組みの中で、各施設の状況が明らかになるとともに次のような課題があることが分かってきました。

今後はこれらの課題を解決しながら計画を推進していく必要がありますが、各種点検結果や本計画で示す取り組みを通じて得られる情報を踏まえ、必要に応じて総合管理計画の見直しを行うことにより計画の実行性を確保していきます。

(1) 維持管理経費に関する今後の課題

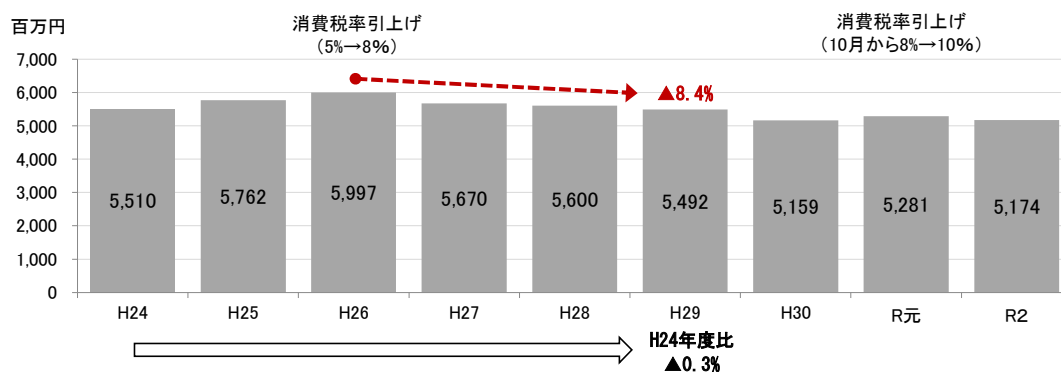
維持管理経費の削減については、委託の発注方法を一括契約や複数年契約にする等、削減に向けた取り組みを行ってきましたが、大幅な経費削減には至っていません。

平成24年度に策定したマネジメント方針では、維持管理経費を今後5年間で10%以上削減することを目標としていましたが、マネジメント方針対象の施設について、平成29年度の維持管理経費を24年度と比較すると約0.3%減となっています。電気料金や労務単価の上昇、学校施設の空調整備による設備保守の増加のほか、平成26年度には消費税の増税もあり金額的には削減に至っていません。

一方で、消費税が引き上げられた平成26年度と比較すると約8.4%の減となっています。維持管理経費が26年度より減っている大きな理由としては使用料及び賃借料の減となりますが、これは借り上げ住宅の返還に伴い27年度以降は減少傾向が続いていたことによるものです。

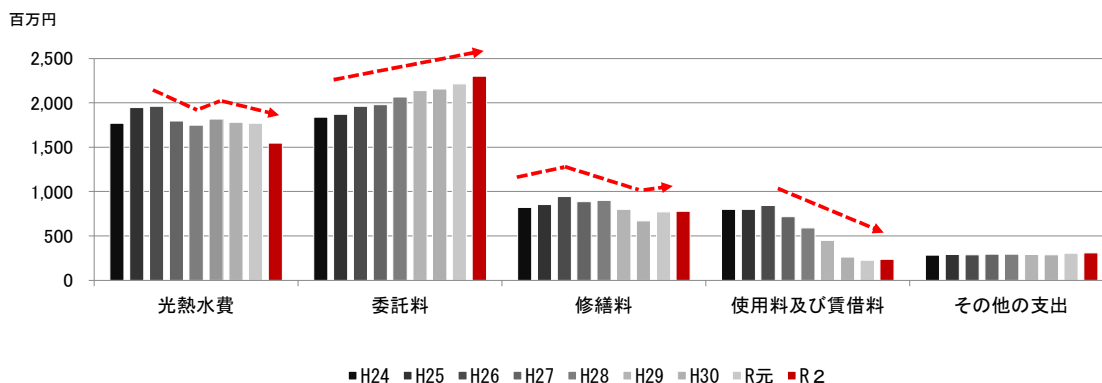
光熱水費や施設の保全に係る費用の単価については上昇していくことが懸念されることから、維持管理経費の増加を抑える取り組みを進めていく必要がありますが、基本的には施設の維持に係る必要な経費となり、施設総量が減らなければ大幅な削減は難しい状況があるため、今後は施設総量の縮減や長寿命化を進める中で、更新費及び維持管理経費の圧縮を図る必要があります。

図表 2.1 維持管理経費の推移※



※マネジメント方針対象の建築系公共施設（ごみ処理場、自転車駐車場、公園トイレ等を除く）の維持管理経費

図表 2.2 維持管理費（費目別構成）の推移



(2) 長寿命化・脱炭素化に関する今後の課題

施設利用者の安全を確保しつつ長寿命化を進めるためには、適切な計画修繕の実施、長寿命の資材・機器類等の採用が必要となり、一時的に施設の計画修繕費や更新費が増大することとなりますが、50年、100年といった長期間では、事後修繕費の縮減や施設更新回数の減少により費用を縮減することが可能となるため、事業費の平準化を効率的に行いながら計画を推進していく必要があります。

西宮市学校施設長寿命化計画においては、建物の耐用年数を原則80年として、老朽化が進んでいる学校施設について予算の平準化やトータルコストの縮減を図るため、施設の長寿命化を図りながら施設の良好な状態を維持していくこととしています。また、西宮市建築系公共施設個別施設計画においては、長期の使用が合理的かつ可能と判断した施設については、目標耐用年数を原則80年として施設の長寿命化に向けた取組みを進めていくこととしています。

限られた財源の中で公共サービスの機能や質を維持しながら、財政面での負担を軽減・平準化するためには施設の長寿命化は重要な取組みとなります。施設をより長く使用するにあたっては、適切な修繕や改修を実施し、施設を良好な状態に保つことが基本となりますが、80年という長期的な使用を行うにあたっては耐久性や機能・性能の向上を図るための長寿命化改修を行うこととしているため、策定した計画に基づきながら着実に取組を進めることが必要です。

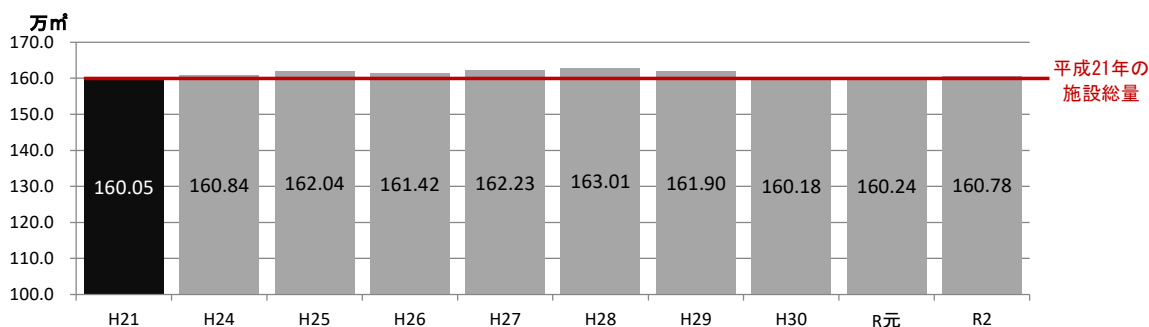
また、近年は地球温暖化が世界的に深刻な問題となっており、我が国でも2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。本市においても、地球温暖化防止の取組みを進めていくために2050年ゼロカーボンシティを表明していることから、施設にかかる熱負荷等の低減や自然エネルギーの利用促進、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討、施設の長寿命化により建替え工事に伴う温室効果ガス・廃棄物を抑制するなど、省エネルギー・省資源化を進めていくことが重要となっています。

(3) 施設総量に関する今後の課題

施設総量の縮減についてはマネジメント方針において、人口が減少するという前提のもと、人口規模が類似した市との比較を行って算定しましたが、マネジメント方針の策定後も子供の数が増加していた本市の特殊要因の影響を受ける施設が多く存在し、それらの施設は一時的には増加せざるを得ません。また、阪神・淡路大震災時に建設した復興住宅を含めた住宅施設についても生活の根幹に関わる施設であるため、削減するにはかなり長期にわたる計画を策定する必要があります。

施設総量の推移をみると、これまで学校の新設や増改築などもあり施設総量は増加傾向にありましたが、近年は住宅施設などの縮減により減少しており、令和2年度時点では平成21年度と比べて若干増加という状況になっています。

図表 2.3 施設総量の推移



今後も住宅施設をはじめ、本庁舎周辺の公共施設などにおいて、施設の更新時にあわせた集約化や複合化などによる規模の適正化を進めるとともに、学校施設の複合化についても取組みを進めていきますが、現時点で想定されている施設の建替や学校施設の増改築の状況を踏まえると、当面は縮減効果をあげることが難しい状況となっています。

そのため、令和4年3月に策定した西宮市建築系公共施設個別施設計画において、住宅や学校施設に関する長期計画の考え方も踏まえながら、施設総量の状況や現時点で想定できる今後の見込み等について検証を行い、施設総量の縮減目標の見直しを行うこととしています。(図表 2.4 参照)

同計画では、中期目標については増減見込みを踏まえ 3.26%以上縮減とし、長期目標については人口減少も進むことから数値目標は維持し、20%以上縮減に向けた取組を進めることとしていることから、総合管理系計画の目標値について以下のとおり見直しをします。

【施設総量の縮減目標の見直し】

(見直し前) 施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに10%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。



(見直し後) 施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに3.26%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。

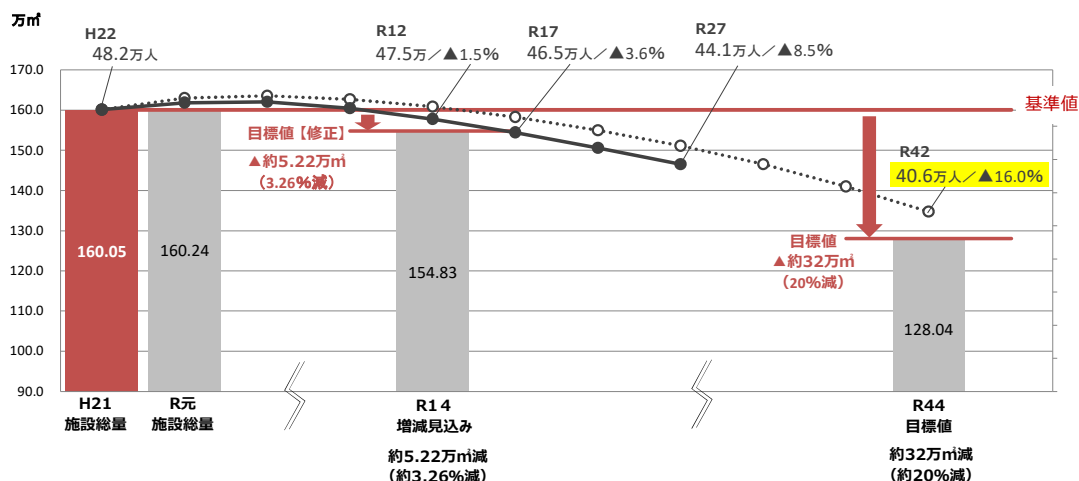
限られた財源の中で将来にわたって、市民ニーズに対応した行政サービスを継続していくためには、現在の施設を同じ規模で更新していくことは困難ですが、市民に対するサービスの質をできるだけ低下させずに施設総量の見直しを図る必要があります。

長期的な目標については、40年以上先を見据えた長期にわたる取組みとなり、今後の財政状況や多様化する市民ニーズなど変動的な要素があることから現時点で詳細な見込を示すことは難しいですが、中期目標時点における施設総量の状況も踏まえながら引き続き、目標の達成に向けて取組みを進めていく必要があります。

図表 2.4 施設総量の縮減目標の見直しについて（西宮市建築系公共施設個別施設計画より）

施設総量の縮減目標の見直し

- これまで学校の新設や増改築などもあり施設総量は増加傾向にありましたが、近年は住宅施設などの縮減により、令和元年度時点では平成21年度とほぼ同水準となっています。
- 今後も住宅施設をはじめ、本庁舎周辺の公共施設などにおいて、施設の更新時にあわせた集約化や複合化などによる規模の適正化を進めるとともに、学校施設の複合化についても取組みを進めていきますが、現時点で想定されている施設の建替や学校施設の増改築の状況を踏まえると、当面は縮減効果をあげることが難しい状況となっています。
- 令和14年度までの中期目標については、本市の1人当たり面積が類似都市よりも多い傾向にあることから、類似都市平均まで下げることが目標として設定しましたが、住宅を除いた本市の施設総量は類似都市平均よりも低い状況にあることや、中期目標時点での増減見込み等を踏まえ、実情に即した数値とするため下方修正する必要があると考えています。
- 一方で、これまで増加傾向にあった本市の人口も、今後、本格的に減少していくものと見込まれています。長期の人口推計（西宮版人口ビジョン 平成28年3月）では、令和42年までに約16%（平成22年比）の減を見込んでいますが、最新の将来人口推計では、これよりも人口減少が早まっている状況です。そのため、長期的な目標である20%以上縮減は維持し、総量縮減の達成に向けて取組みを進めていきます。
- なお、中期目標時点における縮減目標については、増減見込みを踏まえ3.26%とすることを考えていますが、総合管理計画における目標値となることから、今後、総合管理計画の時点修正（個別施設計画の内容の反映等）を行う中で対応を図ることとします。



2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて

公共施設等はまちづくりにおけるコミュニティの核となるものが多く、多様な役割を担っているため、公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行ったうえで、余剰となった施設は転用、売却、貸付するなど、公有資産の活用を推進していきます。そして施設の統廃合により生じる残地や未利用地の利活用に関しては、利用しないで所有し続けることで失う利益（機会損失）を意識して検討することが必要であり、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、全庁的な取組みを実施します。同方針では、未利用地の解消のため、迅速な事務手続きの執行や情報の集約・共有・整理に努めることとしており、未利用地について、他の公共施設の用地として活用するか、又は、売却処分・貸付等をするかといった、利活用の方向性を定めるにあたっての基本的な考え方を示しています。

また、公共施設等の維持管理・運営においては、これまでも指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに行っており、今後も民間活力の導入に努めることとし、合わせて近隣市との施設の相互利用といった広域連携についても検討します。

公共施設マネジメントの推進にあたっては、西宮市行政経営改革本部の部会として「公共施設マネジメント推進部会」を設置しており、推進部会において本計画の進行管理を行うとともに、一元的なマネジメントの推進体制の構築を図ります。

なお、総合管理計画については、同計画に基づいて個別・分野別計画の策定が行われていますが、個別・分野別計画の改定状況も踏まえながら、総合管理計画へ各計画の対策の内容等を反映させるなど不断の見直しを行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

図表 2.5 西宮市公共施設等総合管理計画の概要

